主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人安田叡、同渋田幹雄、同秋山昭一の上告趣意第一は、憲法一二条、二一条 違反をいうが、原判決の是認する第一審判決が認定した事実によれば、同判示第一 事実に関する大蔵事務官A、同Bの職務の執行および同判示第二事実に関する大蔵 事務官C、同Dの職務の執行は、いずれも適法であると認められるから、これらの 行為が税務調査権の濫用であり、正当な公務の執行ではないことを理由とする所論 違憲の主張は、前提を欠き、適法な上告理由とならない。

同第二は、憲法三一条違反をいうが、記録に徴するも、被告人らに対する本件の 捜査および公訴提起が、所論のような意図のもとになされたものと認めるべき証跡 は存しないから、所論違憲の主張は、前提を欠き、適法な上告理由とならない。

同第三は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理 由にあたらない。

また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四三年三月二六日

最高裁判所第三小法廷

太 隹	正	本	松	裁判長裁判官
郎	=	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
美	義	村	飯	裁判官